第 13 章　事後調査の計画

第13章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	(○)
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	○
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪臭	存在・供用	施設の稼働	×
水質	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
水象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
土壌	工事	造成等の工事	×
地盤	存在・供用	造成地の存在	○
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
生態系	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
景観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	
		施設の稼働	
		自動車交通の発生	

注）○：事後調査項目として選定する項目
(○)：進出企業の業種に応じて事後調査項目として選定する項目
×：事後調査項目から除外する項目

表 13.1-1(2)　事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
日照阻害	存在・供用	施設の存在	×
電波障害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

注）○：事後調査項目として選定する項目
（○）：進出企業の業種に応じて事後調査項目として選定する項目
×：事後調査項目から除外する項目

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、最大着地濃度出現地点において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、道路端において環境基準を満足し、炭化水素（非メタン炭化水素）の濃度は、道路端において「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年 8 月、中央公害対策審議会）に基づく指針値に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う降下ばいじん量は、計画地の敷地境界において「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（昭和 51 年 8 月、中央公害対策審議会）に示される参考値に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	自動車交通の発生	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、自動車交通の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、道路端において環境基準を満足し、炭化水素（非メタン炭化水素）の濃度は、道路端において「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」に基づく指針値に適合すると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、計画地の敷地境界において、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）に基づく規制基準に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは、道路端において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地の敷地境界において、振動規制法に基づく規制基準に適合すると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、道路端において、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）に基づく要請限度を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、施設の稼働に伴う振動レベルは、計画地の敷地境界において、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、自動車交通の発生に伴う振動レベルは、道路端において、「振動規制法」に基づく要請限度を下回ると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
悪臭	存在・供用	施設の稼働	進出企業の業種については不確実性を伴うものの、本事業において、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、施設の稼働に伴う臭気指数は、計画地の敷地境界において、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づく規制基準を下回ると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
水象	存在・供用	造成地の存在	造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に則り、雨水流出抑制施設を設置することから、雨水排水量が石川川の許容放流量を上回ることはなく、石川川の流下能力の範囲に収まると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		施設の存在	

表 13.1-2(3)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
土壌	工事	造成等の工事	計画地内の産業廃棄物埋設区域の埋設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）に定める特別管理廃棄物の判定基準及び「環境基本法」（平成 5 年 11 月、法律第 91 号）並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に定める土壌の汚染に係る環境基準以下であることから、土壌汚染の発生や拡散の要因とはならないと予測され、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行うことから、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、関係法令に基づき、適切に対策を講じる計画であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	予測の精度は確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	埼玉県及び桶川市の関係部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる計画である。試掘調査により埋蔵文化財の可能性の高い範囲については、造成工事に先立ち埋蔵文化財調査を実施する計画であり、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された範囲について、地下部の改変を制限する計画とすることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
日照阻害	存在・供用	施設の存在	進出企業により建設される建築物については不確実性を伴うものの、地区計画により、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める計画であり、地区計画に基づき設定した建築物による長時間日影の及ぶ範囲は限られると予測され、かつ、建築物により生じる日影は、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月、法律第 201 号）に基づく日影規制値を満足すると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用	施設の存在	進出企業により建設される建築物については不確実性を伴うものの、地区計画により、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める計画であり、地区計画に基づき設定した建築物によるテレビ電波受信障害予測範囲は、限られた範囲に収まると予測され、かつ、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を講じることから、影響は生じないと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(4)　事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
廃棄物等	工事	造成等の工事	既存施設の撤去に伴う廃棄物、樹木の伐採に伴う廃棄物、埋設廃棄物の撤去に伴う廃棄物については予測の精度が確保されており、建設工事に伴う廃棄物については不確実性を伴うものの、地区計画に基づき設定した建築計画に基づき予測しており、工事中に発生する廃棄物は、発生抑制を図るとともに、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和2年9月、国土交通省）に示された再資源化率等の達成基準値を目標として、リサイクルの推進を図り、リサイクルの難しい品目については適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い進出企業により発生する廃棄物については、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対して、廃棄物の排出抑制や分別、リサイクルの推進等の融資・啓もうを図り、リサイクルの難しい品目については適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、燃費基準達成建設機械の使用に努め、省燃費運転の周知・徹底するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、資材運搬等の車両は低炭素型車両の使用に努め、ドライバーにエコドライブを周知、徹底するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、企業用地内は 20%以上の緑化率で緑化（緩衝緑地、公開緑地公園を含む）することにより、温室効果ガス吸収源の創出に努めるといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い進出企業により発生する温室効果ガスについては、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対して、省エネ型照明や省エネ型設備の積極的な採用や、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め、温室効果ガスの排出量の削減に努めるよう指導するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	施設の稼働に伴い進出企業により発生する温室効果ガスについては、不確実性を伴うものの、負荷が大きくなると見込まれる業種を想定して予測を行っており、進出企業に対し、低炭素型車両の採用に努め、ドライバーにエコドライブを周知、徹底するよう指導するといった環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。

13.2　事後調査の方法等

(1) 大気質

本事業の供用時における施設の稼働に伴う大気質の影響を把握するために事後調査を行う。

なお、事後調査を実施するのは、施設の稼働が定常状態となる時期（供用開始 3 年後を目安とする。以下同じ。）において、進出企業が有害物質を大気中に放出する業種であった場合とし、その他の業種の場合は事後調査の対象としない。

1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

① 調査内容

(ｱ) 大気質の状況

施設の稼働に伴い大気中に放出される有害物質の状況を調査する。

調査対象とする有害物質は、進出企業の業種によって決定する。

(ｲ) 気象の状況

風向・風速、気温及び湿度の状況を調査する。

(ｳ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施設・排出ガスの条件

・排出源の位置

(ｴ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 大気質の状況

現地調査により、有害物質の濃度を調査する（表 13.2-1 参照）。

(ｲ) 気象の状況

現地調査により、風向・風速、気温及び湿度を測定する（表 13.2-1 参照）。

(ｳ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｴ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-1　調査方法（大気質：供用時）

調査内容		調査方法
大気質の状況	有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、日環境庁告示第4号）に定める測定方法に基づき測定する。
気象の状況	風向・風速、気温及び湿度	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）等に定める方法に基づき測定する。

③ 調査地域・地点

大気質の状況の調査地点は、予測地点とした計画地周辺の 4 地点の近傍の測定可能な地点とする（表 13.2-2 参照）。

気象の状況は、計画地内で測定可能な 1 地点とする。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

大気質及び気象の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、2 季各 1 回、平日 24 時間の調査を実施する（表 13.2-2 参照）。

対象事業の実施状況の調査は大気質及び気象状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-2　調査地域・地点、調査期間・頻度（大気質：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
大気質の状況	有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	予測地点とした計画地周辺の4地点（№1～№4）とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：2季（夏、冬）各1回、平日24時間とする。
気象の状況	風向・風速、気温及び湿度	計画地内の1地点とする。	

(2) 騒音・低周波音

本事業の供用時における施設の稼働に伴う施設騒音の影響、自動車交通の発生に伴う道路交通騒音の影響を把握するために事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響、自動車交通の発生に伴う道路交通騒音の影響

① 調査内容

(ｱ) 騒音・低周波音の状況

環境騒音の状況、道路交通騒音の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- 音源の位置
- 建物外壁面の条件
- 企業用地内走行経路
- 発生集中交通量
- 自動車交通量

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 騒音・低周波音の状況

現地調査により、環境騒音及び道路交通騒音を調査する（表 13.2-3 参照）。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地調査により、発生集中交通量及び自動車交通量を調査する（表 13.2-3 参照）。

そのほかは、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-3　調査方法（騒音・低周波音：供用時）

調査内容		調査方法
騒音・低周波音の状況	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境超告示第 64 号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に基づき L_{Aeq}、L_{A5}、L_{A50}、L_{A95} を測定する。
	道路交通騒音	
対象事業の実施状況	発生集中交通量	ビデオ撮影画像の解析、又は現地でハンドカウンターを用いて、時間別、車種別（大型車・小型車・自動二輪車）を計測する。
	自動車交通量	ビデオ撮影画像の解析、又はハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別（大型車・小型車・自動二輪車）を計測する。

③ 調査地域・地点

騒音・低周波音の状況の調査地点は、環境騒音は予測地点とした計画地周辺の 4 地点の近傍の測定可能な地点とする（表 13.2-4 参照）。道路交通騒音の状況は、予測地点とした関連車両の主な走行ルート上の 5 地点とする（表 13.2-4 参照）。

対象事業の状況のうち、発生集中交通量は、企業敷地の出入口とする（表 13.2-4 参照）。自動車交通量の状況の調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同様とする（表 13.2-4 参照）。

対象事業の状況のその他の項目及び環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

騒音・低周波音の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、1 回平日 24 時間とする（表 13.2-4 参照）。ただし、進出企業の稼働状況にあわせて、休日も稼働する場合は休日も調査する。また、日中のみ稼働する場合は、昼間 16 時間（6～22 時）の調査とする。

対象事業の実施状況の調査は騒音・低周波音の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-4　調査地域・地点、調査期間・頻度（騒音・低周波音：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
騒音・低周波音の状況	環境騒音	予測地点とした計画地周辺の4地点（№1～№4）とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：1 回、平日 24 時間とする。 （ただし、進出企業の稼働時間に合わせ、休日も稼働する場合は休日も調査する。昼間のみ稼働する場合は昼間 16 時間（6～22 時）とする。）
	道路交通騒音	予測地点とした関連車両の主な走行ルート上の 5 地点（№1～5）とする。	
対象事業の実施状況	発生集中交通量	企業敷地の出入口とする。	
	自動車交通量	道路交通騒音の調査地点と同様とする。	

(3) 水質

本事業の工事中における造成等の工事に伴う水質への影響、供用時における施設の稼働に伴う水質への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成等の工事に伴う水質への影響

① 調査内容

(ｱ) 水質及び流量の状況

石川川の水質及び流量を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・産業廃棄物埋設区域の施工状況
・造成工事、地盤改良工事等の実施状況
・沈砂池の設置状況
・沈砂池からの排水の水質

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 水質及び流量の状況

現地調査により、石川川の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度、健康項目）及び流量を調査する（表 13.2-5 参照)。

(ｲ) 対象事業の実施状況

沈砂池からの排水の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度、健康項目）及び排水量については、現地調査により調査する（表 12.2-5 参照)。

その他の項目については、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-5　調査方法（水質：工事中）

調査内容		調査方法
水質及び流量の状況	石川川の水質 ・浮遊物質量（調査期間①、②） ・水素イオン濃度（調査期間①、②） ・健康項目（調査期間①のみ）	水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）に定める測定方法とする。
	石川川の流量（調査期間①、②）	
対象事業の実施状況	沈砂池からの排水の水質 ・浮遊物質量（調査期間①、②） ・水素イオン濃度（調査期間①、②） ・健康項目（調査期間①のみ）	流量（排水量） 流速計を用いて流速を測定し、計測する流路の流水断面から流量を算出する方法（JIS K 0094 に期待された方法）とする。
	沈砂池からの排水量	

注）工事期間については表 13.2-6 参照

③ 調査地域・地点

水質の状況は、計画地に流入する石川川上流の水路 2 地点と、予測地点とした石川川の 2 地点とする（表 13.2-6 参照）。

対象事業の状況のうち、沈砂池からの排水の水質は、沈砂池の排水口とする（表 13.2-6 参照）。

その他の対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

水質の状況の調査期間・頻度は、埋設産業廃棄物の撤去工事の期間中に 1 回（降雨時）、造成工事及び幹線水路工事（二工区、三工区）の中層混合改良による地盤改良工事中に各 1 回（降雨時）とする（表 13.2-6 参照）。

対象事業の実施状況の調査は、水質の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-6　調査地域・地点、調査期間・頻度（水質：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
水質及び流量の状況	石川川の水質	計画地に流入する石川川上流の水路2地点及び現地調査を実施した石川川の2地点とする。	調査期間①：埋設産業廃棄物の撤去工事の期間中とする。 調査期間②：造成工事及び幹線水路工事（二工区、三工区）の期間中とする。 調査頻度：各 1 回とする。（日降水量 30㎜ 以上の降雨時）
	石川川の流量		
対象事業の実施状況	沈砂池からの排水の水質	沈砂池の排水口とする。	
	沈砂池からの排水量		

2) 施設の稼働に伴う水質への影響

① 調査内容

(ｱ) 水質及び流量の状況

石川川の水質及び流量を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・進出企業の業種、雇用人数

・「水質汚濁防止法」に基づく特定施設及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定排水施設の設置状況

・石川川へ排水する処理水の水質及び排水量

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 水質の状況

現地調査により、石川川の水質（生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、全窒素、全燐、水素イオン濃度）及び流量を調査する（表 13.2-7 参照）。

なお、施設の稼働が定常状態になる時期において、進出企業から石川川に排水される処理水に、健康項目の物質が含まれる場合は、その物質も調査対象とする。

表 13.2-7　調査方法（水質：供用時）

調査内容		調査方法
水質の状況	石川川の水質 ・生物化学的酸素要求量 ・浮遊物質量 ・全窒素 ・全燐 ・水素イオン濃度 ・健康項目（進出企業から排水される処理水に含まれる場合）	水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）に定める測定方法とする。
	石川川の流量	流量（排水量） 流速計を用いて流速を測定し、計測する流路の流水断面から流量を算出する方法（JIS K 0094 に期待された方法）とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

水質の状況は、計画地に流入する石川川上流の水路 2 地点と、予測地点とした石川川の 2 地点とする（表 13.2-8 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

水質及び流量の状況の調査期間・頻度は、施設の稼働が定常状態となる時期に、4 季各 1 回とする（表 13.2-8 参照)。

対象事業の実施状況の調査及び環境の保全のための措置の実施状況の調査は、供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-8　調査地域・地点、調査期間・頻度（水質：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
水質 の状況	石川川の水質	計画地に流入する石川川上流の水路2地点及び現地調査を実施し、予測地点とした石川川の2地点とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期とする。 調査頻度：4 季各 1 回とする。

(4) 地盤

本事業における造成地の存在に伴う地盤への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在に伴う地盤への影響

① 調査内容

(ｱ) 地盤の状況

地盤沈下の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・造成計画

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 地盤の状況

関係資料（計画地境界における水平変異、垂直変異の観測結果）の整理により調査する（表 13.2-9 参照）。

表 13.2-9　調査方法（地盤：工事中）

調査内容		調査方法
地盤の状況	圧密沈下量	関係資料（計画地境界における水平変異、垂直変異の観測結果）の整理による。
	地盤の変形	

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

地盤の状況の調査地点は、軟弱地盤への盛土範囲とする（表 13.2-10 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、盛土工事着手前、盛土工事中、盛土工事完了後（地盤の安定性が確認される時期まで）とし、工事の進捗に合わせ適宜実施する（表 13.2-10 参照）。

対象事業の実施状況の調査は地盤の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-10　調査地域・地点、調査期間・頻度（地盤：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
地盤 の状況	・圧密沈下量 ・地盤の変形	軟弱地盤への盛土範囲とする。	調査期間： ・盛土工事着手前 ・盛土工事中 ・盛土工事完了後 （地盤の安定性が確認される時期まで） 調査頻度： ・盛土工事着手前：1 回とする。 ・盛土工事中：1 日 1 回とする。 ・盛土工事完了後：適宜とする。

(5) 動物

本事業の工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う保全すべき動物種への影響、供用時における造成地の存在に伴う保全すべき動物種への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う動物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査において計画地周辺での営巣が確認された保全すべき動物種（オオタカ）及び公開緑地公園内に移設する保全すべき動物種（ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミ）の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画
・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況
・保全すべき動物種の移設の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査により保全すべき動物種の生息状況を確認する（表 13.2-11 参照）。

なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-11　調査方法（動物：工事中）

調査内容		調査方法
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	計画地を高利用域に含む既知の営巣地について、周辺からの任意観察による繁殖状況の確認をする。計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合は、営巣地のカメラ監視を追加する。 なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
	ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの生息状況	任意採集調査による。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの調査地域・地点は、移設地とする（表 13.2-12 参照）。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

なお、オオタカの調査地域・地点については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

④ 調査期間・頻度

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査期間は、着工前から工事の完了後の施設の稼働が定常状態となる時期までとし、任意観察の調査頻度はオオタカの繁殖期に月 1 回、営巣地のカメラ監視は、オオタカの繁殖期の日中に原則毎正時とする。ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの調査期間は、移設後から工事中とする。調査頻度は、移設後の半年程度は毎月、その後は工事中に年 1 回とする（表 13.2-12 参照）。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

なお、オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-12　調査地域・地点、調査期間・頻度（動物：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度[注1)]
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	計画地を高利用域に含む既知の営巣地及び周辺	調査期間：着工前から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。 調査頻度：任意観察は、オオタカの繁殖期（1 月～7 月[注2)]）に月 1 回、カメラ監視[注3)]はオオタカの繁殖期（1 月～7 月）の日中に原則毎正時[注2)]とする。
	ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミの生息状況	移設地	調査期間：移設後から工事中とする。 調査頻度：移設後の半年程度は月1回とする。その後は年1回とする。

注 1）オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
注 2）ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。
注 3）計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合に実施する。

2) 造成地の存在に伴う動物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

保全すべき動物種の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

・自動車交通量の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき動物種の状況

現地調査により、保全すべき動物種の生息状況を確認する（表 13.2-13 参照）。

なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-13　調査方法（動物：供用時）

調査内容		調査方法
保全すべき動物種の状況	オオタカの生息状況	現地調査で確認された既知の営巣地について、周辺からの任意観察による繁殖状況の確認。計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合は、営巣地のカメラ監視を追加する。 なお、オオタカの調査方法については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
	その他の保全すべき動物種の生息状況	鳥類：ラインセンサス法、定点観察調査、任意観察調査（夜間調査含む） 爬虫類・両生類：任意観察調査 昆虫類：任意採集調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生動物：任意採集調査、定性採集調査 【保全すべき動物種】 鳥類：ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、オオヨシキリ、ホオジロ 爬虫類：ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、 両生類：トウキョウダルマガエル 昆虫類：ヒナバッタ、ハネナガイナゴ、ザイツカウンカ、リンゴクロカスミカメ、コガムシ、コチャバネセセリ 底生動物：コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ドブシジミ

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。発生集中交通量及び自動車交通量の状況については、騒音の項目の事後調査結果を利用する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

保全すべき動物種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。その他の保全すべき動物種の調査地域・地点は、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とする（表 13.2-14 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

なお、オオタカの調査地域・地点については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態となる時期の 1 年間とする。調査頻度は、分類群に応じた適切な時期とする（表 13.2-14 参照)。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

なお、オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。

表 13.2-14　調査地域・地点、調査期間・頻度（動物：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度[注1)]
保全すべき動物種の状況	オオタカ	既知の営巣地及び周辺	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期の1年間のオオタカの繁殖期（1月～7月[注2)]）とする。ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。 調査頻度：任意観察は、オオタカの繁殖期（1月～7月[注2)]）に月1回、カメラ監視[注3)]はオオタカの繁殖期（1月～7月）の日中に原則毎正時とする。
	その他の保全すべき動物種	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間 調査頻度： 鳥類は、5季（春、初夏、夏、秋、冬）各1回とする。 爬虫類・両生類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 昆虫類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 底生動物は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。

注 1）オオタカの調査期間・頻度については、専門家の指導助言を仰ぐものとする。
注 2）ただし、繁殖が確認されなかった場合は適宜判断する。
注 3）計画地を高利用域に含む営巣地で繁殖が確認された場合に実施する。

(6) 植物

本事業の工事中における造成等の工事に伴う植物への影響、供用時における造成地の存在に伴う植物への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成等の工事に伴う植物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種の生育状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況

・保全すべき植物種の移植の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

現地調査により保全すべき植物種の生育状況を確認する（表 13.2-15 参照）。

表 13.2-15　調査方法（植物：工事中）

調査内容		調査方法
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地では、移植個体の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点では、保全すべき種の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 【保全すべき植物種】 ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ササバギンラン、シュンラン

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

調査地域・地点は、移植地及び計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点とする（表 13.2-16 参照）

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とし、調査頻度は年 2 回（夏、秋）とする（表 13.2-16 参照）。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-16　調査地域・地点、調査期間・頻度（植物：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地	調査期間：移植後から工事中とする。 調査頻度：移植後の半年程度は月1回とする。 その後は年2回（夏、秋）とする。
		計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点	調査期間：工事中とする。 調査頻度：年2回（夏、秋）とする。

2) 造成地の存在に伴う植物への影響

① 調査内容

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種の生育状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 保全すべき植物種の状況

現地調査により保全すべき植物種の生育状況を確認する（表 13.2-17 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-17　調査方法（植物：供用時）

調査内容		調査方法
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	移植地では、移植個体の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。 計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点では、保全すべき種の生育状況及び生育環境を記録する方法とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

調査地域・地点は、移植地及び計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点とする（表 13.2-18 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とし、調査頻度は、年 2 回（夏、秋）とする（表 13.2-18 参照)。

対象事業の実施状況の調査は保全すべき種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-18　調査地域・地点、調査期間・頻度（植物：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
保全すべき植物種の状況	保全すべき植物種の生育状況	・移植地 ・計画地周辺の既知の保全すべき種の確認地点	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とする。 調査頻度：年 2 回（夏、秋）とする。

(7) 生態系

本事業の工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う生態系への影響、供用時における造成地の存在に伴う生態系の影響を把握するために事後調査を行う。

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う生態系への影響

① 調査内容

(ｱ) 着目種の状況

着目種（オオタカ、キツネ、キジ、ニホンアマガエル）の生息状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・施工計画

・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の施工状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 着目種の状況

現地調査により着目種の生息状況を確認する（表 13.2-19 参照）。

表 13.2-19　調査方法（生態系：工事中）

調査内容		調査方法
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。
	キツネの生息状況	フィールドサイン法、無人撮影法による。
	キジ、ニホンアマガエルの生息状況	任意観察調査による。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

着目種のうち、オオタカは、動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。キツネ、キジ、ニホンアマガエルの調査地域・地点は、公開緑地公園とする（表 13.2-20 参照）。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

着目種のうち、オオタカは、動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。キツネ、キジ、ニホンアマガエルの調査期間は、公開緑地公園の整備後から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。調査頻度は、年 1 回（初夏）とする（表 13.2-20 参照）。

対象事業の実施状況の調査は着目種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は工事中に適宜実施する。

表 13.2-20　調査地域・地点、調査期間・頻度（生態系：工事中）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。	
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	公開緑地公園	調査期間：公開緑地公園の整備後から工事の完了後の施設の稼働が定常状態になる時期までとする。 調査頻度：年1回（初夏）とする。

2) 造成地の存在に伴う生態系への影響

① 調査内容

(ｱ) 着目種の状況

着目種及び関係種の生息状況、環境単位区分の分布状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・土地利用等の状況
・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況
・自動車交通量の状況

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ｱ) 着目種の状況

現地調査により、着目種及び関係種の生息状況、環境単位区分（畑環境、水田環境、樹林環境、市街地等）の分布状況を調査する（表 13.2-21 参照)。

表 13.2-21　調査方法（生態系：供用時）

調査内容		調査方法
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	哺乳類：フィールドサイン法、トラップ法（無人撮影法含む） 鳥類：ラインセンサス法、定点観察調査、任意観察調査（夜間調査含む） 爬虫類・両生類：任意観察調査 魚類：任意採集法 昆虫類：任意採集調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生動物：任意採集調査、定性採集調査
	関係種の生息状況	
	環境単位区分の分布状況	航空写真判読と現地踏査による方法とする。

(ｲ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ｳ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

着目種のうち、オオタカの調査地域・地点は、現地調査で確認された既知の営巣地及び周辺とする。着目種のうち、キツネ、キジ、ニホンアマガエル、関係種、環境単位区分の分布状況の調査地域・地点は、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とする（表 13.2-22 参照)。

対象事業の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期の 1 年間とする。調査頻度は、分類群に応じた適切な時期とする（表 13.2-22 参照)。

対象事業の実施状況の調査は着目種の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は供用開始後に適宜実施する。

表 13.2-22　調査地域・地点、調査期間・頻度（生態系：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
着目種の状況	オオタカの生息状況	動物の項目のオオタカの事後調査の結果を利用する。	
	キツネ、キジ、ニホンアマガエルの生息状況	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間 調査頻度： 哺乳類は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。 鳥類は、5季（春、初夏、夏、秋、冬）各1回とする。 爬虫類・両生類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 魚類は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。 昆虫類は、4季（春、初夏、夏、秋）各1回とする。 底生動物は、4季（春、夏、秋、冬）各1回とする。
	関係種の生息状況		
	環境単位区分の分布状況		調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期の1年間とする。 調査頻度：1季（夏又は秋）1回とする。

(8) 景観

本事業の供用時における造成地の存在、施設の存在に伴う景観への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在、施設の存在に伴う景観への影響

① 調査内容

(ｱ) 景観の状況

主要な眺望景観の状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・造成高さ、進出企業の建築物の状況
・土地利用等の状況
・緩衝緑地帯及び公開緑地公園の整備状況

(ｳ) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

景観の状況は、写真撮影により調査する（表 13.2-23 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-23　調査方法（景観：供用時）

調査内容		調査方法
景観の状況	主要な眺望景観の状況	写真撮影により調査する。

③ 調査地域・地点

主要な眺望景観の状況の調査地点は、予測地点と同様の地点とする（表 13.2-24 参照)。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

主要な眺望景観の状況の調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期とする。調査頻度は 1 季 1 回とする（表 13.2-24 参照)。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、主要な眺望景観の状況の調査と同時に実施する。

表 13.2-24　調査地域・地点、調査期間・頻度（景観：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
景観の状況	主要な眺望景観の状況	予測地点と同様の地点とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期とする。 調査頻度：1季1回とする。

(9) 自然とのふれあいの場

本事業の供用時における造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生に伴う自然との触れ合いの場への影響を把握するために事後調査を行う。

1) 造成地の存在、施設の存在に伴う自然とのふれあいの場への影響

① 調査内容

(ｱ) 自然とのふれあいの場の状況

自然とのふれあいの場として、石川川の河津桜の資源状況、周辺環境の状況、利用状況を調査する。

(ｲ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

・アクセス道路の整備状況

・自動車交通量

・発生集中交通量

(ｳ) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章　環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

自然とのふれあいの場の状況は、写真撮影、現地確認及び関連資料の整理により調査する（表 13.2-25 参照）。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料の整理により調査する。

表 13.2-25　調査方法（自然とのふれあいの場：供用時）

調査内容		調査方法
自然とのふれあいの場の状況	石川川の河津桜の資源状況	写真撮影、現地確認及び関連資料の整理により調査する。
	石川川の河津桜の周辺の状況	
	石川川の河津桜の利用状況	

③ 調査地域・地点

自然とのふれあいの場の状況の調査地点は、アクセス道路と並行する区間の石川川の河津桜とする（表 13.2-26 参照）。

対象事業の状況、環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

自然とのふれあいの場の状況の調査期間は、施設の稼働が定常状態になる時期とする。調査頻度は、河津桜の開花期を含む 4 季各 1 回とする（表 13.2-26 参照）。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、自然とのふれあいの場の状況の調査と同時に実施する。

表 13.2-26　調査地域・地点、調査期間・頻度（自然とのふれあいの場：供用時）

調査内容		調査地域・地点	調査期間・頻度
自然とのふれあいの場の状況	石川川の河津桜の資源状況	アクセス道路と並行する区間の石川川の河津桜とする。	調査期間：施設の稼働が定常状態になる時期とする。 調査頻度：4季各1回とする。
	石川川の河津桜の周辺の状況		
	石川川の河津桜の利用状況		

13.3　事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

13.4　事後調査の実施体制

(1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出することとする。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である桶川市が主体となり実施する。